

公益社団法人 日本麻酔科学会の会員の皆さまへ

2025年版

医学会
特約付

勤務医師賠償責任保険 勤務医師賠償責任保険 のご案内

この保険にご加入いただけるのは、日本麻酔科学会の会員で、勤務医の先生方です。

団体契約なので個人で契約するより

保険料が割安！！

医学会特約付プランをおすすめしています！

日常生活上のトラブルやご本人やご家族の
自転車事故の対応や身の回り品を破損して
しまった場合に補償される「医学会特約」
付プランをおすすめします！

詳しくはパンフレット4ページ、9ページ
をご確認ください。



21 ページに所得補償保険のご案内（資料請求のご案内）
チラシも掲載しておりますので、併せて是非ご検討ください。

新規加入 継続加入

保険期間 **2025 年 4 月 1 日午後 4 時から 1 年間**

申込締切日 **2025 年 3 月 14 日（金）**



インターネットによるお手続きは **2025 年 2 月 1 日**より開始

【医学会特約（傷害総合保険）にご加入の皆さまへ】

2025 年 1 月 1 日以降に保険期間が開始するご契約について、個人賠償責任補償特約の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認いただいたうえで、お申込みくださいますようお願いいたします。

■引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社

■取扱代理店
損保ジャパンパートナーズ株式会社

安心して働くための 勤務医師賠償責任保険です。

ご加入いただく会員先生方のご留意事項

重要

日本医師会（日医）A①会員（注1）およびA②会員（注2）の先生は、すでに日医保険で1億円の保険（免責金額100万円）にご加入のため、この保険ではSC型・C型のみで加入いただけます。

ご自身が上記会員であるか否かを必ずご確認ください。

※本保険は勤務医師の個人責任部分を補償するものです。（病院・診療所等医療施設の開設者責任（使用者責任）を補償する保険ではありませんのでご注意ください。）

本制度は特に日本麻酔科学会会員先生のために、発足しましたが、1987年7月1日付で、日本医師会でも「日本医師会医師賠償責任保険」制度に勤務医の先生もご加入できるようになりました。

日本麻酔科学会会員先生のための本制度と日医賠償責任保険の調整上、上記（太字）のような取扱いとなりますのでご注意ください。

（注1）日医A①会員とは、主として開業している会員で、病院・診療所の開設者、管理者およびこれに準ずる方で、A①会員の会費を支払われた先生。

（注2）日医A②会員とは勤務医の先生で、A②会員の会費を支払われた先生。

加入継続手続きもれのないようご注意ください。

医療行為をした時点でせっかくこの保険にご加入されても、損害賠償請求を提起された時点で保険が切れておりますと、保険が有効となりません。ご加入を切れ目なく継続されることが重要です。

現在、別の医師賠償責任保険へご加入の場合、本契約への切替えは可能です。

現在、ご加入になられている保険の満期日と本契約の保険始期〔中途加入の場合は、学会指定口座に保険料が銀行振込された日（着金日）の翌日〕に、ブランクが生じないようにご注意ください。

団体割引率 20%の適用

本契約は日本麻酔科学会を契約者とする団体契約のため、団体割引率20%が適用されており、個人で契約されるより大変割安です。

保険金お支払いの対象について

麻酔に関する医療業務上の事故だけでなく、標榜科目を問わず日本国内で行った医療行為によって患者の身体に障害を与え法律上の賠償責任を負担した場合に保険金お支払いの対象となります。

医療事故対応専門の保険金サービス課設置

損保ジャパンは、医療事故対応専門サービスセンターを設置しており、年間を通じて弁護士による法律知識研修や、医師による医療知識研修を受講し、事案解決に向けてサポートできるよう、研鑽を積んでいます。

I 保険の内容



1 この保険にご加入いただく方は

日本麻酔科学会の会員で、病院等に勤務されている先生方です。（日本麻酔科学会の会員先生以外は、ご加入いただけません。）
会員でない場合、2025年3月10日までに学会に入会申込みを完了し、承認されれば2025年4月1日からご加入いただけます。
2025年4月1日時点で会員でなく、4月以降入会予定の先生におかれましては、会員のご承認後この保険へのご加入が可能です。
会員となる前に個別でご加入を希望される方は、“お問い合わせ先”の取扱代理店までご連絡ください。

2 保険金をお支払いする事故は

医師が日本国内において行った医療上の過失によって、患者に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生し、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。（損害賠償請求ベース）

そのほか

- (1) ご加入いただいた先生の直接指揮監督下にある看護師、診療放射線技師等による事故
- (2) 常勤の病院のみならず出張診療等、外部の医療施設における医療事故

などで先生方が法律上の損害賠償責任を問われた場合も対象となります。

<重要>

- ① 病院が独自に、医師賠償責任保険に加入している場合がありますが、医師賠償責任保険に加入している病院（以下A病院）に勤務している先生が、A病院以外の病院等の医療のために、外部の医療施設へ出かけ、医療行為を行なった場合の医療事故については、A病院の医師賠償責任保険では対象となっておりません。
- ② 病院が損害賠償金を支払った後、勤務医師に対して「求償」することがありますが、このような場合にも本制度では、保険金お支払いの対象となります。

ただし、いかなる場合も国または病院の責任を肩代りしてお支払いするものではありません。

3 お支払いする保険金の種類は

勤務医師賠償責任保険

次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。

- ① 法律上の損害賠償金（損保ジャパンの同意を得て行った示談、和解等による場合でも対象となります。）

治療費、入院費、休業損害、慰謝料 など

- ② 争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）

訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に要する費用 など

- ③ 刑事事件に関する弁護士費用、訴訟費用（刑事弁護士費用担保追加条項）

※ 賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず被害者に支払われた見舞金等は、保険金のお支払対象となりません。

刑事弁護士費用担保追加条項（医師特約条項用）

「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。（起訴後の費用を含みます。）

- 医学会特約付勤務医師賠償責任保険（傷害総合保険 + 勤務医師賠償責任保険）の傷害総合保険部分の「保険金をお支払いする主な場合」の詳細は 14 ページをご覧ください。

I 保険の内容（続き）

保険金額	保険期間（1年）を通じて500万円となります。
保険金をお支払いする場合	被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※次の費用はお支払いの対象外になります。 ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など
保険期間と保険金をお支払いする場合の関係	この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時（注）までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお支払いします。 （注）刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。 ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時（注1） ②裁判所が略式命令を発した時（注2） ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時（注3） （注1）ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。 （注2）ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。 （注3）ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。
用語のご説明	
業務上過失致死傷罪	刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。

4 保険金をお支払いできない主な場合は

この保険では下記のような場合の事故は、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

- ① 海外での医療事故
 - ② 美容を唯一の目的とする医療
 - ③ 医療の結果を保証することによって加重された責任
 - ④ 名誉き損および秘密漏えい起因して生じた事故
 - ⑤ 所定の免許を有しない者が遂行した医療に起因して生じた事故
 - ⑥ 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任（※）
 - ⑦ 戦争および自然変象に関連のある事故
 - ⑧ 医師、薬剤師、看護師その他の使用人が従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任
 - ⑨ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任（※）
 - ⑩ 自動車（原動機付自転車を含みます。）の所有・使用または管理に起因して生じた事故 など
- （※）損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

<刑事弁護士費用担保追加条項>

次に掲げる刑事事件に起因する損害

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件
- ② 被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件（平成25年2月改定）
- ③ 被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
- ④ 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
- ⑤ 美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
- ⑥ 所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件（ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。） など

5 保険期間

2025年4月1日午後4時から1年間となります。

この保険期間内に医療事故に起因して損害賠償請求を提起された場合※が対象となります。

争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。初年度契約締結前に知っていた（不注意により知らなかった場合を含みます。）身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。

※初年度契約とは、2004年4月1日以降に初めて本保険にご加入いただいたご契約をいいます。

（中途でご加入いただく場合は、後述の6ページII-②をご参照願います。）

*患者側からの書面・口頭を問わず金銭・物品の請求、治療の請求を受けたとき、医師側が示談の交渉を開始したときなども「損害賠償請求」があったものとみなします。



6 保険金額と保険料

この保険は、公益社団法人 日本麻酔科学会を契約者とする団体契約となっておりますので、**20%の団体割引** が適用されており、個人で契約されるより保険料が非常に割安となっております。※医学会特約（傷害総合保険）は団体割引5%

「医学会特約（傷害総合保険）」付 勤務医師賠償責任保険

【保険期間 1 年・一括払・勤務医師賠償責任保険（団体割引 20%）
医学会特約（傷害総合保険）（職種級別 A 級：団体割引 5%、天災危険補償特約セット）】

ご加入 コース	保 険 金 額				保険料 医師 1 名あたり	医療付随業務 セット保険料 医師 1 名あたり
	医療上の 対人賠償	日常生活上の 対人・対物賠償	加入者自身の 携行品補償	傷害事故による 死亡・後遺障害補償		
SS型	1事故 期間中 3億円 9億円	1 事故 1 億円	再調達 価 格 30万円 (自己負担額3,000円)	756万円	77,400円	78,200円
SA型	1事故 期間中 2億円 6億円				66,570円	67,370円
SB型	1事故 期間中 1億円 3億円				55,660円	56,460円
SC型	1事故 期間中 100万円 300万円				19,000円	19,800円

※医学会特約（傷害総合保険）の詳細は 9 ページをご確認ください。

勤務医師賠償責任保険

【保険期間 1 年・一括払・勤務医師賠償責任保険（団体割引 20%）】

ご加入 コース	保 険 金 額				保険料 医師 1 名あたり	医療付随業務 セット保険料 医師 1 名あたり
	医療上の 対人事故	日常生活上の 対人・対物賠償	加入者自身の 携行品補償	傷害事故による 死亡・後遺障害補償		
S型	1事故 期間中 3億円 9億円	補償対象外			62,400円	63,200円
A型	1事故 期間中 2億円 6億円				51,570円	52,370円
B型	1事故 期間中 1億円 3億円				40,660円	41,460円
C型	1事故 期間中 100万円 300万円				4,000円	4,800円

※保険料は保険料控除の対象となっております。

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

※医療付随業務担保追加条項の保険金額（補償金額）と保険料は、8 ページをご確認ください。

万一の事故に対して万全を期すため SS 型、S 型の加入をおすすめします。

なお、日本医師会 A ①会員および A ②会員の先生はすでに日医保険で 1 億円の保険（自己負担額 100 万円）にご加入のため、この保険では S C 型・C 型のみご加入いただけます。

医療付随業務担保追加条項のご案内

勤務医向け

（オプション保険料 800 円 / 年間）

担保条項	対象となる損害	お支払限度額	自己負担額	縮小てん補割合
付随業務担保 条項	受託物以外の損害	1 事故・期間中限度額 1 億円	なし	なし
	受託物に対する損害	1 事故 50 万円	なし	なし
人格権侵害担保 条項	人格権の侵害に 起因する損害	1 名 1,000 万円 一連の損害賠償請求について、 かつ保険期間を通じて 1 億円	なし	なし

※医療付随業務担保追加条項の詳細は 7 ページをご確認ください。

補償を追加すると！

補償を追加すると！

Ⅱ ご加入方法

1 お申込方法

お手続きについて

1. WEBによるお手続き

※団体認証コードは「masui」となります。

取扱代理店HP (<https://www.sjpt.co.jp/>) よりWEBサイトを通じてのお申込みが可能です。

(医局等で2名以上でまとめてご加入されるケースを除きます。)

WEBによるご加入手続きの場合は、同封の「インターネットご加入手続きの案内」をご覧ください。

(加入依頼書の提出は不要です。)

2. 書類によるお手続き

同封の「団体 医師賠償責任保険 加入依頼書」をご記入のうえ、返信封筒にてご返送ください。

3. 加入申込締切日 (着金日)

2025年3月14日(金)

保険料のお支払について

● 口座振替方式にてお申込みの場合

ご加入に際しては「便利でお得な口座振替制度」をお勧めします。

本制度は会員の皆さまに銀行振込手数料等の保険料以外のご負担なしにご利用いただけます。

- 1 同封の加入依頼書および預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書にご記入のうえ同封しました返信用封筒にてご返送ください。※

返送先

〒136-8790 東京都江東区亀戸 2-25-14 京阪亀戸ビル 4F
公益社団法人日本麻酔科学会 保険事務代行 株式会社 Japan Business Partner

- 2 保険料はご指定の口座より、**2025年5月27日(火)**に振替えとなります。

※口座振替方式は個々にてお申込みをされる会員の方にかぎります。

医局等で2名以上でまとめてご加入される場合または年度の中途からのご加入では口座振替方式はできませんのでご注意ください。

※WEB申込みの場合、加入依頼書のご郵送は不要です。

● お振込方式にてお申込みの場合

ご加入いただく「型」の保険料をご確認のうえ、お振込みください。

- 1 保険料の銀行振込は、下記いずれかの方法をお願いします。

< 1 > 同封の振込依頼書使用 < 2 > ATM 使用 < 3 > インターネット使用

※< 2 > < 3 > でお振込みの場合、口座名義は『力) ジャパンビジネスパートナー』のみで以下は省略

※振込手数料は各自の負担となります。

お振込先

【口座名義】株式会社 Japan Business Partner 日本麻酔科学会保険口 損保ジャパン
【銀行名】みずほ銀行 東京中央支店
【口座番号】普通口座 2095703



- 2 医局等で2名以上でまとめてご加入される場合

< 1 > 合計保険料を一括にてお振込みください。

< 2 > 別途、医局にお送りする「一括加入依頼書」をご返送ください。

- 3 保険料の着金日についてのご注意

着金日とは、上記の振込先に保険料が着金した日のことをいいます。

2025年度の締切日は3月14日(金)となっております。

※申込手続きをされても、保険料が着金しませんが保険責任が開始しませんが、十分ご注意ください。(着金まで数日を要することがありますので、早めのお振込みをお願いします。万一、加入締切日を過ぎて保険料が着金した場合は、次ページの中途加入の扱いとさせていただきます。)

2 中途加入される場合

申込締切日以降にご加入いただく場合は、加入手続の月日により保険料が異なりますので下記の表に従ってお振込みください。
(口座振替方式はご利用いただけません。)

(団体割引：20%適用 一括払)

中途加入保険料一覧表

「医学会特約（傷害総合保険）（団体割引：5%適用）」付勤務医師賠償責任保険

(単位：円)

型	加入月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
SS型	77,400	70,950	64,500	58,050	51,600	45,150	38,710	32,250	25,800	19,350	12,900	6,450
SA型	66,570	61,020	55,480	49,930	44,380	38,830	33,300	27,740	22,190	16,640	11,100	5,550
SB型	55,660	51,020	46,380	41,750	37,110	32,470	27,840	23,190	18,550	13,920	9,280	4,640
SC型	19,000	17,420	15,830	14,250	12,670	11,080	9,510	7,920	6,330	4,750	3,170	1,580

勤務医師賠償責任保険

(単位：円)

型	加入月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
S型	62,400	57,200	52,000	46,800	41,600	36,400	31,200	26,000	20,800	15,600	10,400	5,200
A型	51,570	47,270	42,980	38,680	34,380	30,080	25,790	21,490	17,190	12,890	8,600	4,300
B型	40,660	37,270	33,880	30,500	27,110	23,720	20,330	16,940	13,550	10,170	6,780	3,390
C型	4,000	3,670	3,330	3,000	2,670	2,330	2,000	1,670	1,330	1,000	670	330

※中途加入の場合、保険責任の期間は振込先に保険料が振込まれた日（着金日）の翌日より2026年4月1日までの短期契約となります。
※医療付随業務担保追加条項の保険料は、8ページをご確認ください。

★ 医療付随業務担保を追加すると

中途加入保険料一覧表

「医学会特約（傷害総合保険）（団体割引：5%適用）」付勤務医師賠償責任保険＋医療付随業務担保追加条項

(単位：円)

型	加入月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
SS型	78,200	71,680	65,170	58,650	52,130	45,620	39,110	32,580	26,070	19,550	13,030	6,520
SA型	67,370	61,750	56,150	50,530	44,910	39,300	33,700	28,070	22,460	16,840	11,230	5,620
SB型	56,460	51,750	47,050	42,350	37,640	32,940	28,240	23,520	18,820	14,120	9,410	4,710
SC型	19,800	18,150	16,500	14,850	13,200	11,550	9,910	8,250	6,600	4,950	3,300	1,650

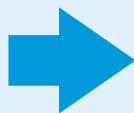
勤務医師賠償責任保険＋医療付随業務担保追加条項

(単位：円)

型	加入月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
S型	63,200	57,930	52,670	47,400	42,130	36,870	31,600	26,330	21,070	15,800	10,530	5,270
A型	52,370	48,000	43,650	39,280	34,910	30,550	26,190	21,820	17,460	13,090	8,730	4,370
B型	41,460	38,000	34,550	31,100	27,640	24,190	20,730	17,270	13,820	10,370	6,910	3,460
C型	4,800	4,400	4,000	3,600	3,200	2,800	2,400	2,000	1,600	1,200	800	400

※中途加入の場合、保険責任の期間は振込先に保険料が降り込まれた日（着金日）の翌日より2026年4月1日までの短期契約となります。

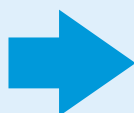
WEBによるお手続きは
スマートフォンでも可能です



認証コードは
『masui』ね！

WEB申し込み簡単♪

ご加入プランに関する
お問い合わせはこちらから



医療以外の業務従事中の賠償責任をカバーする 勤務医専用の補償です



- 勤務医師賠償責任保険に、この追加条項をセットすることで、医療行為上の賠償リスクに加え、以下のような業務中まで補償範囲が広がります。
(※身体障害・財物損壊を伴う賠償事故が対象となります。)
- ・勤務する医療機関における会議・事務等の医療行為以外の業務
- ・大学、大学院における教育、実習教員としての学校業務
- ・学会、医師会等の運営、専門治療ガイドライン、テキスト作成、学術総会への出席等
- 患者から受託した財物の損壊や、他人のプライバシー侵害等の“人格権侵害”の賠償責任についても、補償の対象となります。

想定される事例

以下のような事象が発生した場合に、この保険の対象となる可能性があります。

身体障害を負わせてしまった場合 (付随業務担保条項)

所属学会からの被災地派遣の際、現地で自転車移動していたところ、あやまって歩行者と接触しケガを負わせてしまった。

所属医師会の業務で遠方出張のため移動中、エスカレーターで誤ってスーツケースを倒し、後ろにいた人にケガを負わせてしまった。

財物を壊してしまった場合 (付随業務担保条項)

回診中に、誤って患者のベッド脇においてあったノートパソコンに触れ、床に落として壊れてしまった。

症状の説明のため患者のスマホを手渡されたが、手がすべり床に落下してスマホのガラスが割れた。

診療が終わり、患者が外していたメガネを渡してあげようと手助けした際、落として壊してしまった。

診察にあたり患者に時計をはずすよう指示。診察室で一時的に保管したところ、返却後に高級腕時計に傷がついていたとして弁償を要求された。
(※貴金属、宝石、貨幣等の貴重品は除きます。)

人格権を侵害してしまった場合 (人格権侵害担保条項)

学術総会での症例発表の際に他の研究内容について引用したところ、当該研究医師から異なる主旨で発表に用いられたとして、名誉き損で訴えられた。

所属学会で論文を発表した際、誤って個人が特定される病歴を掲載してしまった。当該患者からプライバシーの侵害を訴えられた。

勤務先の院内に不審者がいたため、警備業者と連携し別室に拘束したところ、一般来院患者であったことが判明。不当拘束について、名誉き損として個人的に訴えられた。

小児を診察した際、虐待の疑いで警察に通報したところ、患者の親族から名誉き損で訴えられた。

※当該追加条項は、所属する病院、団体、医師会等の使用者責任とは別に、先生個人として損害賠償請求を受けた際のリスクをカバーするものです。(個人で加入する「個人賠償責任保険」では、業務従事中の賠償責任はカバーされません。)

担保条項	対象となる損害	お支払限度額	自己負担額	縮小てん補割合
付随業務担保条項	受託物以外の損害	1 事故・期間中限度額 1 億円	なし	なし
	受託物に対する損害	1 事故 50万円	なし	なし
人格権侵害担保条項	人格権の侵害に起因する損害	1 名 1,000万円 一連の損害賠償請求について、かつ保険期間を通じて 1 億円	なし	なし

保険期間1年(団体割引20%適用)

オプション保険料
800円 / 年間

中途加入保険料

4 月中加入	5 月中加入	6 月中加入	7 月中加入	8 月中加入	9 月中加入
800円	730円	670円	600円	530円	470円
10月中加入	11月中加入	12月中加入	1 月中加入	2 月中加入	3 月中加入
400円	330円	270円	200円	130円	70円

1. 保険金をお支払いする場合

以下に掲げる損害について保険金をお支払いします。

(1) 付随業務担保条項

- 被保険者が日本国内において業務を遂行することにより、保険期間中に生じた第三者の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害
- 被保険者が日本国内において業務を行うにあたり、受託物（身の回り品等の財物）が滅失、損傷もしくは汚損したこと、または盗取もしくは詐取されたことに起因して、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害

(2) 人格権侵害担保条項

- 被保険者の業務の遂行に起因して、保険期間中に被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行った不当行為（注）により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害

（注）不当行為

- ・ 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損
- ・ □頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害

2. 保険金をお支払いできない主な場合

(1) 共通

- ① 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行った医療によるその医療の対象者の身体障害に起因する賠償責任
- ② 被保険者が嘱託医として行った行為に起因する賠償責任

など

(2) 付随業務担保条項

- ① 被保険者の使用人または被保険者の医療の補助者が所有し、または私用に供する財物が損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任
- ② 受託物の自然の消耗、かし、受託物本来の性質またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任

など

(3) 人格権侵害担保条項

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為に起因する賠償責任
- ② 被保険者によって、もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

など

医学会特約(傷害総合保険)のご案内

医学会
特約

医学会特約(傷害総合保険)とは…

日常生活上のトラブルやご本人やご家族の自転車事故による賠償事故などに対応する「個人賠償責任補償」や身の回り品を破損してしまった際に補償される「携行品損害補償」をセットにしたプランです。※詳細はパンフレット 14 ページ 15 ページ・16 ページをご確認ください。



日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガをされた場合等に下記の保険金をお支払いします。

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

基本補償部分

万が一の場合(死亡保険金・後遺障害保険金)

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり後遺障害が生じた場合にお支払いします(死亡の場合は死亡・後遺障害保険金額の全額、後遺障害の場合はその程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。)

携行品損害補償

偶然な事故により、被保険者(保険の対象となる方)の居住する建物外で被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

免責金額(自己負担額)は1事故につき3,000円です。

<ご注意>

- お支払いする保険金の額は保険期間を通じて携行品損害補償特約の保険金額が限度となります。
乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計5万円が限度となります。

個人賠償責任補償

示談交渉サービス付
(日本国内のみ)

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

免責金額(自己負担額)はありません。

※被保険者(保険の対象となる方)は以下のとおりとなります。

- ①本人 ②本人の配偶者
- ③本人またはその配偶者の同居の親族
- ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません。)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。
- ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。

医学会特約(傷害総合保険)の主な支払例

- 自転車で買い物に行く途中、誤って歩行者と接触しケガを負わせてしまった。



- 飼っているペットの散歩中に、誤ってリードを離してしまい、ペットが通行人に噛みついてケガを負わせてしまった。



- ゴルフの練習中にクラブが折れてしまった。



日常生活でのトラブルに備えて医学会特約付プランをおすすめします!



Ⅲ 勤務医師賠償責任保険 Q & A



Q1 加入の証明はありますか？

A 日本麻酔科学会勤務医師賠償責任保険にご加入いただきますと、ご加入の証として「加入者カード」を送付しますが、先生方のお手元に届きますのは、次のようなスケジュールとなりますのであらかじめご了承ください。たく宜しくお願ひ申し上げます。「加入者カード」は、6月の中旬頃までにお手元に届くように発送します。
(また、3か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、取扱代理店までご連絡ください。)
※ WEB でお申込みの方は、代理店にて保険料入金確認かつ保険開始日後に加入者証が印刷できます。

Q2 領収証がほしいのですが…

A 保険料領収証につきましては、契約者である「公益社団法人 日本麻酔科学会」さま宛に発行します。そのため、ご加入いただきました先生個人には保険料領収証を発行することができません。同封の振込依頼書の払込金受領書もしくは、加入者カードにて代用してください。
ご了承くださいませようお願ひ申し上げます。

Q3 保険期間の途中で開業する予定があるのですが…

A 会員先生がご開業された場合、ご契約内容を変更する必要がありますので、「お問い合わせ先」までご連絡ください。ご開業される場合の補償プランをご案内します。

Q4 留学・廃業などで保険を継続しない場合のその後の補償は？

A **この保険は損害賠償請求がなされた時点で加入されていなければ補償の対象となりません。**
従いまして、留学前に行った医療行為に基づき、留学中に損害賠償請求が相手方より提起された場合、保険がついていないと補償ができないケースが発生します。

そのため、留学により保険契約を解除される場合には「損害賠償請求期間延長担保追加条項」(※)をセットしていただくことをお勧めします。

(※)「損害賠償請求期間延長担保追加条項」とは保険期間終了(解約)前に行った医療に起因して、保険期間終了後に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項(特約)です。延長期間は、「5年間」または「10年間」のいずれかをお選びいただけます。

医師賠償責任保険は、保険期間中に医師の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いしますので、保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いできません。(保険期間中に事故の発生を認識し、損保ジャパンに書面にてご通知いただいている場合にはそのかぎりではありません。下記「解約時のご注意点」をご参照ください。)しかし、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要する場合が多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをお勧めします。

*被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかわる損害賠償請求を受けた場合にかぎりです。

●留学期間が1年未満の先生または日本に一時帰国し医療行為を行うことが想定される先生
このまま保険契約を継続し、満期時には更新のお手続きをお取りください。

●留学期間が1年を超える先生
現在ご加入いただいている保険期間の満期日もしくは解約日と同日付にて「損害賠償請求期間延長担保追加条項」をセットしていただければ、保険期間の満期日もしくは解約日から「5年間」または「10年間」(いずれかをお選びいただけます。)に損害賠償請求を提起された場合も補償されます。留学前に上記追加条項をセットし、解約のお手続きをお取りください。
上記追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱代理店までお問い合わせください。

●解約時のご注意点
損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間は原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。(ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約(※)がある場合または他の保険契約等がある場合を除きます。)

※この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

Q5 WEB 加入のメリットは何ですか？

A ・ご加入後いつでもご住所などで契約内容の変更手続きが可能です。
・前年度のご加入内容のご確認ができます。
・ご自身で加入者証の印刷ができます。
(※代理店にて保険料入金確認かつ保険開始日後となります)
・インターネットでのお問い合わせができます。



Q6 WEB のID・パスワードを忘れてしまったら…

A ID(メールアドレス)をお忘れの方は、取扱代理店までご連絡ください。
パスワードをお忘れの方は、「パスワードをお忘れの方は再設定をお願いします」をクリックしてください。仮パスワードが送信されます。

Q7 WEB 加入時の団体認証コードは何ですか？

A 団体認証コードは「masui」となります。

Ⅳ 事故発生時の手続き

1 事故が発生した場合は

万一事故が発生した場合（損害賠償請求を受けた場合および損害賠償請求がなされるおそれがあるというご認識をされた場合）は、ただちに下記のとおりに従い、損保ジャパン医師賠償保険金サービス課までご連絡ください。

※ ご連絡の際は、下記事項をご報告ください。

- ① 医療行為日時、クレームを受けた日時
- ② 被害者の住所・氏名・年齢・職業
- ③ 事故の原因・状況
- ④ 被害者から損害賠償の請求を受けたときは、日時、その内容と金額 等



勤務医師賠償責任保険

事故時のご連絡先

勤務医師賠償責任保険

損害保険ジャパン株式会社 本店火災新種専門保険金サービス部 医師・専門賠償保険金サービス課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 損保ジャパン本社ビル

TEL **03-3349-5394**

受付時間 平日：午前9時から午後5時

※上記時間以外のお時間 事故サポートセンター 0120-727-110

医学会
特約

事故時のご連絡先

医学会特約（傷害総合保険）

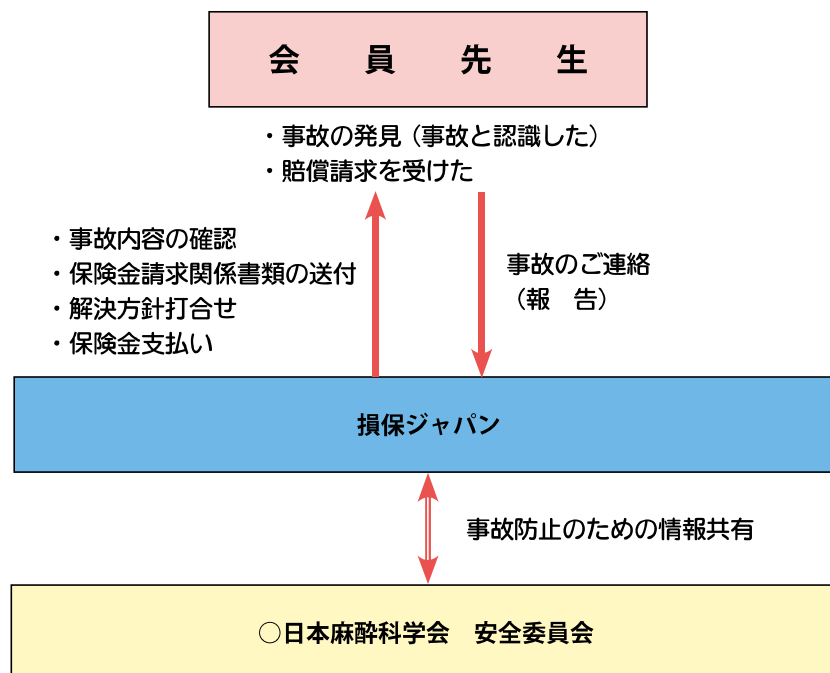
損害保険ジャパン株式会社 本店企業保険金サービス部 団体保険金サービス第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 損保ジャパン本社ビル

TEL **03-3349-5295**（代表）

受付時間 平日：午前9時から午後5時

※上記時間以外のお時間 事故サポートセンター 0120-727-110

公益社団法人日本麻酔科学会医師賠償責任保険制度事故処理チャート



（注1）ご連絡前に示談をされますと、保険金の一部または全部がお支払いの対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、会員先生ご自身で被害者との話し合いを行っていただくことになります。

（注2）その医療事故の紛争処理が日本医師会の賠償責任審査会に付託された場合は、その裁定額に従って保険金の額を決定します。
（被保険者が日医A①会員、A②会員の場合）

（注3）本保険では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は、保険金のお支払対象となりません。

日本麻酔科学会のCCP（Closed Claim Project）

公益社団法人日本麻酔科学会が進めております『Closed Claim Project』の取組は皆さまの事故防止に役立つ有効な活動だと考えております。

つきましては、安全委員会からのご案内のとおり、事故解決後その対象となった会員の方の個人情報等について漏えいのないよう十分に配慮しながら、公益社団法人日本麻酔科学会が進めておりますCCP活動に協力して参りますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

麻酔事故解決例

事例 1	全身麻酔による乳癌切除術を施行。気管挿管後、10 分が経過しチアノーゼが出現。食道挿管が原因と判明し、ただちに再挿管するも意識は回復せず植物状態となった事例。	支払保険金額 6,700万円
事例 2	腰椎麻酔による虫垂切除術後、髄液の緑膿菌感染による急性脊髄膜炎に罹患し、死亡。注射器具・注射部位の消毒、滅菌が不完全であったこと、および抗生剤の使用方法に過失があったと認められた事例。	支払保険金額 1,900万円
事例 3	全身麻酔による頸部腫瘍摘出術を施行。手術中、徐脈、血圧低下、全身チアノーゼ出現。喉頭部を確認したところ、チューブの外れを確認。蘇生措置とるも低酸素脳症により植物状態となった事例。	支払保険金額 4,300万円

（当団体契約における過去の事事故事例から抜粋）

勤務医師賠償責任保険のあらまし（契約概要のご説明）

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

- 商品の仕組み : この商品は賠償責任保険普通保険約款に医師特約条項をセットしたものです。
- 保険契約者 : 公益社団法人 日本麻酔科学会
- 保険期間 : 2025年4月1日午後4時から1年間となります。
- 募集期間 : 2025年2月1日から2025年3月14日（金）まで
WEBでのお手続きは2025年2月1日から2025年3月14日（金）まで
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者 : 公益社団法人日本麻酔科学会会員である勤務医師の方
 - 被保険者 : 同上
 - お支払方法 : 銀行振込の場合、第1回保険料をパンフレット記載の団体指定口座までお支払いください。
2025年3月14日までに着金
口座振替の場合、会員先生がご指定された口座より2025年5月27日に引落し
 - お手続き方法 : 添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口までご送付ください。
WEBでのお手続きは、<https://ibai.dantaihoken.net/kinmui/masui/> にログインしてください。
 - 中途加入 : 保険期間の途中でのご加入は、随時受付をしています。その場合の保険期間は、振込先に保険料が振込まれた日（着金日）の翌日のより開始し、2026年4月1日午後4時までとなります。
 - 中途脱退 : この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の損保ジャパンパートナーズ株式会社までご連絡ください。
 - 団体割引 : 本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

勤務医師賠償責任保険の概要

<勤務医師賠償責任保険の概要>

●医師特約条項

日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、医療の対象者に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生し、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合、被保険者（保険の補償を受けられる方）が負担する法律上の賠償責任を補償します。

◎賠償責任保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金（自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

<主な追加条項およびその概要>

主な追加条項およびその概要は以下のとおりです。また、保険条件によってセットできる追加条項が異なります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●損害賠償請求期間延長担保追加条項

保険を継続しない場合や廃業により保険契約を解約する場合など保険期間終了前に行った医療に起因して保険期間終了後5年以内もしくは10年以内に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。医師賠償責任保険は、保険期間中に医師の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いしますので、保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いできません。しかし、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要する場合が多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをおすすめします。損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかる損害賠償請求をうけた場合にかぎりません。

●刑事弁護士費用担保追加条項・・・医師賠償責任保険（医師特約条項）にて補償対象外となっていた「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。（起訴後の費用を含みます。）

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いできない主な場合	
医療上の事故	被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において行った医療（職業上または職務上の相当な注意を怠ったもの）によって、医療の対象者の身体に障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生した場合において、被保険者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合（注1）、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料等）および費用（訴訟費用や弁護士報酬など（注2））をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。 （注1）争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。 （注2）損保ジャパンの事前の承認が必要です。 ○ただし、初年度契約締結前に知っていた（不注意により知らなかった場合を含みます。）身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。 （初年度契約とは2004年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以降の継続契約を除きます。） ○いかなる場合も医療機関の開設者の責任を肩代わりするものではありません。	①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②海外での医療行為に起因する賠償責任 ③美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任 ④医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑤名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑥所定の免許を有しない者が遂行した医療に起因する賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑩被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 など	
	被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※次の費用はお支払いの対象外になります。 ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など		①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 ③保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ④被保険者の有罪の確定（注）がなされた刑事事件 ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ⑥被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑦美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑧所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件 ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。 （注）有罪の確定…第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。
刑事訴訟に関する弁護士費用			

医学会特約（傷害総合保険）のあらまし（契約概要のご説明）

- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体の加入者数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんのでご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

1 保険金をお支払いする主な場合・・・

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。
（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

■「急激かつ偶然な外来の事故」について

- ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合
ケガの補償 国内・国外補償	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合はその金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）
賠償責任の補償 国内・国外補償	個人賠償責任（注）	日本国内または国外において、被保険者（※1）が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（自己負担額はありせん）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ① 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ② 被保険者（※1）の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③ 日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物（受託品）（※2）を壊したり盗まれた場合 ④ 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等（※3）を運行不能にさせた場合 （※1）この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎりません）。ただし、本人に関する事故にかぎりません。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりません）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 （※2）次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 （※3）「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 など
	物の損害の補償 国内・国外補償	偶然な事故により携行品（※1）に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額（※2）を基準に算出した損害額から免責金額（1回の事故につき3,000円）を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 （※1）「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物（物置、車庫その他の付属建物を含みます。）、外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 （※2）「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 （注1）乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 （注2）次のものは保険の対象となりません。 ●携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ●義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ●動物、植物等の生物 ●自動車、原動機付自転車、船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ●自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ●漁具 ●預貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、手形その他の有価証券（小切手を除きます。）およびこれらに類する物 ●クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ●ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など

医学会特約（傷害総合保険）のあらまし（契約概要のご説明）（続き）

（注）補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

用語のご説明

治療 …… 医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

通院 …… 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

入院 …… 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

未婚 …… これまでに婚姻歴がないことをいいます。

免責金額 …… 支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

配偶者 …… 婚姻の相手方をいい、内縁の相手方（※1）および同性パートナー（※2）を含みます。

（※1）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。

（※2）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。

（注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。

親族 …… 6 親等内の血族、配偶者または 3 親等内の姻族をいいます。

2 保険金をお支払いできない主な場合 …

保険金の種類		保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償（国内外補償）	死亡保険金 後遺障害保険金	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療措置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）核燃料物質等によるもの ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの ⑨ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	賠償責任の補償（国内外補償） 個人賠償責任	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両（※1）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故 ・置き忘れ（※2）または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など （※1）次のア、からエ、までのいずれかに該当するものを除きます。 ア、主たる原動力が人力であるもの イ、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ、身体障がい者用の車（※3）および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ、移動用小型車および遠隔操作型小型車 （※2）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 （※3）身体障がいにより歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。
物の損害の補償（国内外補償）	携行品 損害	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れ（※）または紛失（※）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 ⑪楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など

3 事故が発生した場合は・・・

事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

また、盗難による損害が発生した場合は直ちに警察署に届け出てください。

(注) 個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

No.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード (写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注 1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注 2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて 30 日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

Ⅳご注意事項

●この保険は公益社団法人 日本麻酔科学会を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフ（契約申し込みの撤回等）の対象とはなりません。

ご加入後における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公正な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

【勤務医師賠償責任保険】

●保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

〈告知事項〉 この保険における告知事項は、次のとおりです。

- 加入依頼書等の記載事項すべて

※加入依頼書等にご記載いただく内容については、正確に告知願います。

・保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書等の以下の項目をいいます。

被保険者の日医会員区分 など

【医学会特約（傷害総合保険）】

●ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

〈告知事項〉 この保険に関する告知事項は、次のとおりです。

- 被保険者の職業または職務
- 他の保険契約等（※）の加入状況

（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- ・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- ・告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ・死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

ご加入後における留意事項（通知義務等）

【勤務医師賠償責任保険】

●保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ（※）取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

＜加入依頼書等の記載事項の変更＞

〈例〉 ①被保険者の日医会員区分の変更 ②保険金額等ご契約内容を変更される場合 ③標榜科目を変更される場合 など

ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

（※）加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。（ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。）

- ・以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお連絡ができないことがあります。

＜ご加入者の住所などを変更される場合＞

- ・ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

＜重大事由による解除等＞

- ・保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

【医学会特約（傷害総合保険）】

●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。

●変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

●この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

＜被保険者による保険契約の解除請求（被保険者離脱制度）について＞

●被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店

または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

【勤務医師賠償責任保険】

- ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
- 補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

【医学会特約（傷害総合保険）】

- 損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 勤務医師賠償責任保険は、賠償責任保険普通保険約款に医師特約等各種特約をセットしたものです。
- 医学会特約（傷害総合保険）は、傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 医師特約では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

（医学会特約（傷害総合保険））ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いすべきケガによって被保険者が死亡された場合は、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。

詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（公益社団法人 日本麻酔科学会）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

V ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2 ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください）。

- ☐ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【医学会特約（傷害総合保険）付勤務医師賠償責任保険にご加入になる方のみご確認ください】

- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A 級	下記以外
B 級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業（高所作業の有無を問いません）、採鉱・採石作業、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業
※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。	
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。	

3 お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

勤務医師賠償責任保険

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合（損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。）は、以下の対応を行ってください。 保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で損保ジャパンまたは取扱代理店に通知してください。
 - <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3>損害賠償の請求の内容
- 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
- 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 上記の1. ～6. のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類（※）または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

（※）損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。

- 被保険者（保険の補償を受けられる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。

※本保険では、保険会社が被保険者（保険の補償を受けられる方）に代わり示談交渉を行うことはできません。

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。

ただし、以下の場合には、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

＜事故時に必要となる書類＞

NO	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書 等
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 等
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手方からの領収書、承諾書 等

（注1）事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

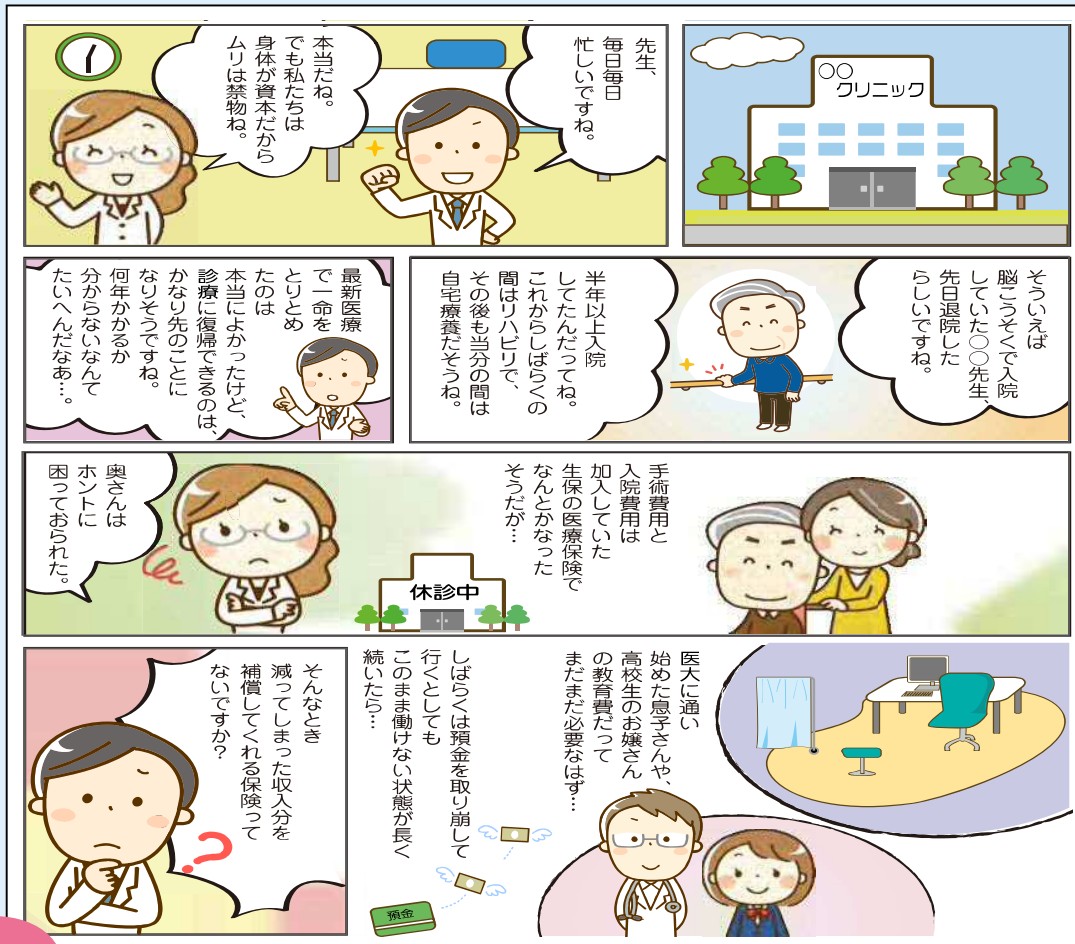
（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

ご紹介

公益社団法人 日本麻酔科学会 団体契約

所得補償保険のご案内

病気やケガによって診療できなくなった場合の収入減は、
生命保険や医療保険だけではカバーできません。



資料請求は
こちらから



でも、大丈夫！

所得補償保険では 先生のご不安を解決します!!

当制度は、万一先生が病気やケガで就業不能となった場合に備える保険です。
医療保険などでは補償されない医師の指示による自宅療養期間についても収入減を補償します。

こんな出費を補います！

● 月々の生活費



● 就業不能
(就業障害)時の
従業員給与



● その他
ローンなど
必要経費



お問い合わせ先

[取扱代理店]

損保ジャパンパートナーズ株式会社

団体職域第二部

〒163-0417 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビルディング 17 階

TEL: 03-6279-0654 FAX 03-6279-0695

受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は除く)

[引受保険会社]

損害保険ジャパン株式会社

医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL: 03-3349-5137

受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は除く)

このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

MEMO





補償内容・加入手続きに関してのご相談窓口

【取扱代理店】 損保ジャパンパートナーズ株式会社

団体職域第二部（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

〒163-0417 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビルディング 17階

TEL 03-6279-0654

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

【引受保険会社】 損害保険ジャパン株式会社

医療・福祉開発部第二課（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで） TEL 03-3349-5137

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

保険会社との間で問題を解決できない場合

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

窓口 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター【ナビダイヤル】0570-022808＜通話料有料＞

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sompo.or.jp/>)

事故が起こった場合の連絡先

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】

0120-727-110

＜受付時間＞ 平日：午後5時～翌日午前9時 / 土日祝日：24時間（12月31日～1月3日を含みます。）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

新規 ID 取得マニュアル

前年度 紙でお申込の方も、簡単にWEBでお手続きいただけるようになりました

-日本麻酔科学会会員専用-「勤務医師賠償責任保険」

便利!

2025年2月1日より インターネット手続きを開始します!

(詳しくはインターネットに掲載の「操作マニュアル」をご参照ください)

がた!

わかりやすい!

1

取扱代理店：損保ジャパンパートナーズ

<https://www.sjpt.co.jp/>

または下記「URL」にログインします。

<https://ibai.dantaihoken.net/kinmui/masui/>

➡ 2へ

➡ 3へ
7へ

2



初めてWEBで
お手続きの方

前年WEBで
お手続きいただいた方

3

保険申込TOPページの

「はじめて利用になる方はこちらでIDの取得をお願いします。」

(新規IDの登録) をクリックしてください。
詳しくはP 3～P 5をご覧ください。

4

新規ID申請画面 (P 3～P 5) に
必要事項を入力してください。

- ・ 会員番号：日本麻酔科学会の会員番号

- ・ 団体認証コード：masui

- ・ 前年度加入者番号：お手持ちの加入者証
(前年度ご加入の方) でご確認ください。
不明な場合は代理店
にお問合せください。

5

登録メールアドレス(ID)に
初期パスワード(8桁)が送付されます。

6

初回ログイン時“初期パスワード”の
変更をお願いします。
(裏面②・③)

7

加入手続きをお願いします。
(詳しくは裏面をご覧ください。)

その他の機能

- ・ 4月1日以降も新規のお申し込みができます。(中途加入OK)
- ・ 住所等の変更もお手続きできます。
- ・ パンフレット・約款が閲覧できます。
- ・ 前年度の加入内容をご確認いただけます。

お問い合わせ先

●取扱代理店 損保ジャパンパートナーズ株式会社 団体職域第二部
〒163-0417 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング17階
TEL 03-6279-0654 (受付時間：平日午前9時から午後5時まで)
MAIL sj-jisa@sjpt.co.jp

●引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-5137 (受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

ご加入手続き

ログイン～加入申し込み

● **手続きの流れ** ※詳しくは別冊「インターネット操作マニュアル」をご参照ください。

① IDの取得



「はじめて利用になる方は
こちらでIDの取得をお願いします。」の
新規の登録 をクリックしてください。

※メールアドレスがIDとなります。

②初期PWで ログイン



ご登録いただいたメールアドレス
(ID) に送信された初期パスワード (8桁)
を入力し、ログインをクリックします。

③初期PW変更 加入申込



パンフレットを
ご確認の上
お申込ください。

④加入申込



パンフレットをご確認の上
ご加入内容を入力してくだ
さい。

⑤加入確認



申込内容と「加入確認(必須)」
を確認の上送信ボタンを押して
ください。

⑥申込完了



登録メールアドレス(ID)に
「申込完了メール」が送信さ
れば受付完了です。

⑦保険料振込

【ご注意】
保険料のお振込をいただいて
加入手続きが完了となります。

銀行振込の場合

〔銀行名〕 みずほ銀行 東京中央支店
〔口座番号〕 普通・2095703
〔口座名義〕 株式会社Japan Business Partner
日本麻酔科学会保険口
損保ジャパン

口座振替の場合

(※中途加入の場合は口座振替の選択は
できません。)
返信用封筒にて口座振替依頼書を
3月14日までにご投函してください。
※詳細は取扱代理店へお問い合わせください。

ご利用上のご注意

日本麻酔科学会会員専用 勤務医師賠償責任保険のウェブサイトは、以下のウェブブラウザを
ご利用いただくことを推奨いたします。

推奨ウェブブラウザ以外でのご利用や、推奨ウェブブラウザでもお客様の設定によっては、
ご利用できない場合や正しく表示されない場合があります。

- Google Chrome 最新 (Windows版)
- Microsoft Edge 最新 (Windows版)
- Google Chrome 最新 (Android版)
- Safari 最新 (iOS版・iPadOS版)

新規ID登録方法

日本麻酔科学会会員さま 専用ページ

勤務医師賠償責任保険
＜刑事弁護士費用追加オプション＞
医療行為により発生した法律上の賠償責任を補償します
● 日本国内で行った医療行為に起因した刑事事件に関する弁護士費用、訴訟費用も補償
● 医療事故対応専門の保険金サービスも設置
● このサイトのほか、24時間いつでも手続可能

勤務医師賠償責任保険
ご加入のお申込み
変更手続きはこちら

医師賠償責任保険
パンフレット
新規ID取得マニュアルはこちら

所得補償保険
＜精神障害拡張補償特約セット＞
病気やケガで、入院や手術の指針による自費診療をせざるをえない就業不能状態の場合に、12ヶ月を限度にご契約の保険金を補償します
● メンタルヘルスの不調による就業不能も補償
● アルコール依存、薬物依存等は支払いの対象となりません
● 月給補償は30万円～300万円までプランをご用意
● 通算して1,000日分の保険金を受取られるまで、ご契約の継続は可能
● 中絶が無条件で認められ
● 天災地難（地震、火災またはこれらによる津波）特約をセット
● おケガによる万が一の死亡・後遺障害も補償

就業不能（12か月限度）
支払保険金＝ご契約の保険金額×就業不能期間
各種手当等

所得補償保険
詳しくはこちら

ホーム ＞ 日本麻酔科学会会員さま 専用ページ

▶ 勤務方針
▶ 個人情報保護方針
▶ サイトマップ

本ホームページではインターネットの特性およびお客様の利便性を考慮し、インターネットで契約手続きを完了できる保険商品を掲載しています。掲載日：2019年5月11日（承認番号：GJNK16-80052）

Copyright (C) 2022 Sompo Japan Insurance Inc. All right reserved.

勤務医師賠償責任保険
ご加入のお申込み
変更手続きはこちら
をクリックします。

日本麻酔科学会 会員専用 勤務医師賠償責任保険

日本麻酔科学会
ID（メールアドレス）とパスワードを入力してください。
入力後、「ログイン」ボタンを押してください。

ID（メールアドレス）
パスワード
ログイン

2025年度の申込は、2025年3月15日までにお申込ください。（中途加入随時可）
お問い合わせの返信時間
平日09:00～17:00

（※Hotmailなどのフリーメールをご登録の場合、メールが届かない場合があります。
セーフリストにbel.dantaioken.netを登録していただくか、フリーメール以外のメールアドレスにて登録いただきますようお願いいたします。）

はじめて利用になる方はこちらでIDの取得をお願いします。

パスワードをお忘れの方はこちらで再設定をお願いします。

勤務医師賠償責任保険
新ID登録
再設定をする

サイトの推奨環境
プライバシーポリシー
お問い合わせはこちら

＜お問い合わせ先＞
取扱保険代理店：損保ジャパン・パートナーズ株式会社 団体増城東二部
TEL：01-6279-0654
受付時間：平日9:00～17:00
（12月31日～1月4日は除く）
E-mail：jy@sompo-jp.co.jp

Copyright © Sompo Japan Insurance Inc. All Rights Reserved.

新規ID登録
をクリックします。

新規ID申請

以下の「利用登録情報」を入力し【送信】ボタンを押して確認ページへ遷んでください。

※の項目は必ずご入力ください。

「・」「Ⅰ」「Ⅱ」（ローマ数字）などは入力できません。

利用登録情報

基本情報を入力してください。

氏名※ (例：野村 太郎)

氏名 全角カナ※ (例：ノムラ タロウ)

性別※ ☒ 男性 ☐ 女性

生年月日※ 年 月 日

会員番号※

団体認証コード※

(注)Hotmailなどのフリーメールでも登録は可能ですが、セキュリティ上の観点から、必ずしも推奨しているものではありません。また、フリーメールの場合、パスワードの再入力が必要となります。ご了承ください。

ID(メー

ルアドレス

必要項目を全て入力します。

連絡先について、電話番号または携帯電話番号のいずれかを入力してください。

電話番号 (例：03-XXXX-XXXX)

携帯電話番号 (例：090-XXXX-XXXX)

郵便物送付先について入力してください。

郵便番号※ - 都道府県※ 住所(市区町村番地)※ (例：千代田区千代田1-1)住所(市区町村番地) 全角カナ※ (例：チヨダクチヨダ1-1)建物名 (例：A B CビルD病院E診療科)建物名 全角カナ (例：A B CビルDビヨウインEシンリョウカ)

医療施設について入力してください。病院勤務の方は、病院名、診療科までご記入下さい。

施設名称 施設名称 全角カナ 電話番号 (例：03-XXXX-XXXX)郵便番号 - 都道府県 住所(市区町村番地) (例：千代田区千住所(市区町村番地) 全角カナ (例：チヨダクチ建物名 (例：A B Cビル)建物名 全角カナ (例：A B Cビル)

●前年度ご加入の方は、以下の情報をご登録ください。

前年度ご加入の方は以下の(前年度)加入者番号を登録してください。前年度加入内容をWeb上で閲覧できます。

※加入者番号(顧客番号)は、加入者証もしくは継続のご案内に同封の書類にて確認いただけます。ご不明の場合は、取扱保険代理店にお問合せ下さい。

(前年度)加入者番号

ログインページに戻る

送信

必要項目
入力終わりましたら
送信ボタンを押して
ください。

<お問い合わせ先>

取扱保険代理店 損保ジャパンパートナーズ株式会社 団体職域第二部

TEL：03-6279-0654

受付時間：平日9:00～17:00

(12月31日～1月4日は除く)

E-mail：